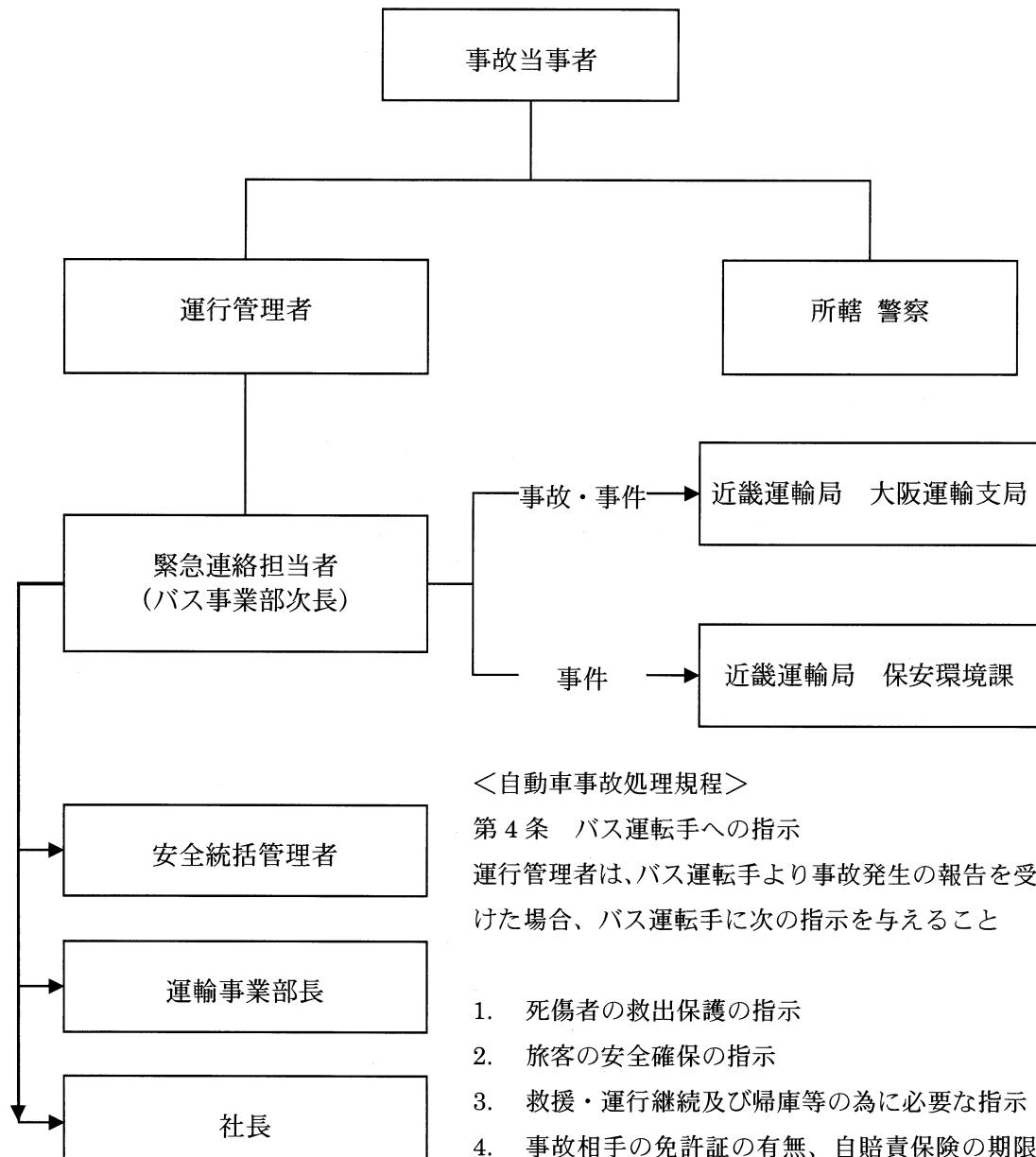


事故災害発生時連絡体制図



<自動車事故処理規程>

第4条 バス運転手への指示

運行管理者は、バス運転手より事故発生の報告を受けた場合、バス運転手に次の指示を与えること

1. 死傷者の救出保護の指示
2. 旅客の安全確保の指示
3. 救援・運行継続及び帰庫等の為に必要な指示
4. 事故相手の免許証の有無、自賠責保険の期限の確認、車番・氏名・生年月日・住所・勤務先・電話番号の書き取り、発生場所及び任意保険の有無の確認等、状況に応じ、営業社員がとるべき処置及びその注意事項
5. 高速道路上の事故が発生した場合は、直ちに道路管理者に通報すること